令和5年8月22日(火) 津島市民病院医事課(木村) 戦略企画室(松岡)

電話番号 0567-28-5151

<議案名>議案41号 津島市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正 について

## 1 改正内容

津島市民病院に「紹介状を持たずに受診する」際にかかる選定療養費を、現行の「5,500円」から「7,700円」に引き上げ、再診時にも再診時選定療養費3,300円を徴収するよう改正するもの。

## 2 改正理由

令和3年5月の「良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法の一部を改正する法律」施行を受け、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携のために「医療資源を重点的に活用する外来を地域的に担う医療機関」として「地域の協議の場」において、承認を得た医療機関は、「紹介受診重点医療機関」となり、紹介状を持たずに受診する際に「特別の料金」として、初診時の選定療養費を7,000円(税抜き)以上徴収し、再診時の選定療養費も3,000円以上徴収すること(※6カ月の経過措置)が義務付けられました。

当院も、令和5年7月4日の「海部構想区域地域医療構想推進委員会(地域の協議の場)」において、「紹介受診重点医療機関」として「承認」されたため、現状の初診時に徴収している「初診時選定療養費」等の金額を改めるもの。

## 3 参考事項

施行期日 令和6年2月1日 (周知期間として6カ月の経過措置を要するため)